

医療法人社団雄仁会
メディカルケア虎ノ門
開設者 医療法人社団雄仁会
理事長 五十嵐 良雄 殿

施設基準「光トポグラフィー」に係る審査誤りに対する謝罪について

平素より社会保険医療行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く
お礼申し上げます。

平成 26 年 4 月 14 日に届出いただきました特掲診療料の施設基準「光トポグ
ラフィー」につきまして、施設基準の要件の解釈を誤っていたため、要件を満
たしていないにもかかわらず受理通知書を発出してしまったことにより、医療
法人社団雄仁会メディカルケア虎ノ門様及び患者様につきましては、本来、保
険請求出来ない当該施設基準を保険請求出来るものとして誤った取り扱いを行
うことになり、大変なご迷惑並びにお手数をお掛け致しましたことにつきま
して深くお詫び申し上げます。

また、今後はこの様なことがないよう審査体制及びチェック機能の強化を図
るとともに、事故防止について改めて職員に周知徹底してまいりますのでご了
承くださいますようお願いいたします。

平成 26 年 8 月 1 日

関東信越厚生局東京事務所長

